

新型コロナウイルス感染症対策本部（第51回）

議事概要

1 日時

令和3年1月7日（木）17時16分～17時32分

2 場所

官邸2階大ホール

3 出席者

内閣総理大臣 菅 義偉

総務大臣 武田 良太

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 野上 浩太郎

国土交通大臣 赤羽 一嘉

防衛大臣 岸 信夫

内閣官房長官 加藤 勝信

復興大臣 平沢 勝栄

内閣府特命担当大臣 坂本 哲志

内閣府特命担当大臣 西村 康稔

内閣府特命担当大臣 井上 信治

基本的対処方針等諮問委員会会長 尾身 茂

内閣府副大臣 赤澤 亮正

内閣府副大臣 藤井 比早之

法務副大臣 田所 嘉徳

外務副大臣 鷲尾 英一郎

財務副大臣 中西 健治

文部科学副大臣 田野瀬 太道

経済産業副大臣 長坂 康正

環境副大臣 笹川 博義

警察庁長官 松本 光弘

内閣官房副長官 岡田 直樹

内閣官房副長官 杉田 和博

内閣総理大臣補佐官 和泉 洋人

内閣危機管理監 沖田 芳樹

内閣官房副長官補 藤井 健志

内閣広報官 山田 真貴子

内閣審議官（国家安全保障局長代理） 藤井 敏彦

内閣審議官（内閣官房副長官補代理） 木村 聡

4 議事概要

【厚生労働大臣】

最近の感染状況等について、専門家からは、全国の新規感染者数は、東京を中心とした首都圏（1都3県）で年末にかけてさらに増加したことに伴い、過去最多の水準となっている。年末年始も含め、首都圏、中部圏、関西圏では多数の新規感染者が発生しており、入院者数、重症者数、死亡者数の増加傾向が続いている。通常医療への影響も見られ、コロナ診療との両立が困難な状況の拡大が懸念される。時短要請中の自治体のうち、北海道では減少がみられるが、東京では、感染拡大が続いており、年末まで人流の大きな低下がみられていない。東京では、飲食などの社会活動が活発な20-50才代の世代の感染が多く、飲食をする場面が主な感染拡大の要因となり、これが職場や家庭、院内・施設内の感染に繋がっているものと考えられる。新規感染者数は、東京都だけで全国の1/4を占め、1都3県で1/2を占めている。大都市における感染を抑制しなければ、地方での感染を抑えることも困難になる、などの評価・分析を頂きました。

今後の取組については、専門家から、医療提供体制等は非常に厳しい状況となっており、速やかに新規感染者数を減少させることが必要。併せて、こうした状況が続くことも想定される中で、昨年末にとりまとめられた「医療提供体制パッケージ」も活用し、必要な体制を確保するための支援が必要。新年会の開催や参加を控え、買い物も混雑を避けていただくなど、人々が感染機会の増加につながる行動を変えていくことが求められる。そのためのメッセージを国・自治体等が一体感を持って発信することが必要、などの評価を頂いています。

【尾身会長】

本日の諮問委員会では、緊急事態宣言の公示案と基本的対処方針の変更案について諮問を受け議論いたしました。

まず、緊急事態宣言に該当するかの点です。

今回の新型コロナウイルス感染症の重篤度は、春の段階と同様に、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあると考えられます。

また、感染の広がりについては、東京都を中心とする首都圏の感染を下方に転じさせなければ、全国的かつ急速なまん延により国民生活・経済に重大な影響を及ぼすおそれがあると考えられ、緊急事態宣言発出の要件を満たすと判断しました。

その上で、対象地域を東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、期間は1月8日から2月7日までとの政府案を了承しました。

次に、政府から提案された基本的対処方針の改正案について検討しました。

まず、諮問委員会の基本的な認識について述べます。前回の緊急事態宣言発出時は広範かつ強力な対策を実施しましたが、今回は、これまでの対策の分析をもとに、感染リスクの高い場면을集中的に押さえることが重要だと考えました。つまり、飲食店

に対する営業時間短縮の時間の前倒しなど、飲食の場を中心に感染リスクが高い場面の回避と同時に、その実効性を高めるための環境づくりが重要であります。環境作りとしては、例えば、夜間の外出自粛の徹底、具体的な目標（7割）を掲げたテレワークの実施、イベント開催要件の強化等です。

こうした認識に立って、諮問委員会では、以下の点を中心に、「基本的対処方針」を一部変更するよう意見を述べさせていただきました。なぜ、飲食店を中心とした対策が必要かについては、「感染拡大の主な起点」となっていることを明確にすること、また、有事の際は、感染者に懲罰的にとられかねないメッセージが出ることも多く、偏見・差別への対応を進めていただきたいこと、さらに、緊急事態宣言を解除した後も、必要な対策をステージⅡ相当以下に下がるまで続けること、等であります。

その上で、政府には、地方公共団体と連携しつつ、国民の共感が得られるようなメッセージを発出することをお願いさせていただき、基本的対処方針案を了承しました。

【西村国務大臣】

今ほど尾身会長から御紹介いただきましたとおり、本日の諮問委員会において、まず、1都3県を対象とし、1月8日から2月7日までを期間とする緊急事態宣言の公示案について、諮問したとおり御了承を頂きました。

この後、政府対策本部長である総理に、緊急事態宣言をしていただくこととなります。また、これに併せて、基本的対処方針の変更についても御議論をいただいたところであり、この本部で決定したいと考えております。

これまでの感染拡大期を通じて得られた経験や知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていくこと、緊急事態措置を実施すべき区域においては、社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食店に対する営業時間短縮要請、夜間の外出自粛、テレワークの推進等により、飲食につながる人の流れを制限する、という考えを基本としております。具体的には5点です。

1点目、飲食店の時短営業についてです。1都3県を対象として、飲食店に対し、20時までの時短営業を、酒類の提供は19時までとすることについて、要請を行うこととしたいと思っております。

また、政府は、地方創生臨時交付金に設けた「協力要請推進枠」を活用し、協力金の拡充を行い、都道府県をしっかりと支援してまいります。

2点目、外出自粛の要請についてです。特定都道府県に、不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請を行うこととしたいと思っております。

特に、20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することとし、国民の皆様にも強くお願いしてまいりたいと思っております。

3点目、テレワークについてです。エッセンシャルワーカーへの配慮を行いつつ、飲食の機会につながる職場への出勤者の7割削減について、すなわちテレワーク7割を目指すことも含め強力で推進することとしたいと思っております。

これは、昨年春の緊急事態宣言時と同様の措置であります、今一度、関係団体や国民の皆様に御協力をお願いしたいと思います。

4点目、イベント等の開催制限についてです。イベント等の主催者等に対して、「人数上限 5,000 人、かつ、収容率 50%以下」を基本として開催要件を厳格化するとともに 20 時までの営業時間短縮の働きかけも併せて実施してまいりたいと思います。

5点目、学校についてです。学校や大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、感染防止対策の徹底を要請することとします。特に大学等には、遠隔授業の活用等も改めて要請したいと思います。大規模なクラスターの発生も見受けられる部活動については、感染リスクの高い活動を制限すること、例えば大きな発声や身体接触を避ける、などを要請することとしたいと思います。

緊急事態宣言の解除の考え方については、国内での感染及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況、特に、緊急事態措置を実施すべき区域が、分科会提言におけるステージⅢ相当の対策が必要な地域になっているかどうかを踏まえて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断することとしたいと思います。

なお、緊急事態宣言の解除後の対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下になるまで続けることとしたいと思いますと考えております。

緊急事態宣言が発令されることとなるこの 1 か月の間で、早急に感染状況を減少傾向へと転じさせ、ステージⅢ、さらにはステージⅡ相当以下への感染状況を収束させることを目指し、関係府省庁や自治体と緊密に連携し、何としても国民の命を守り抜けるよう、全力で取り組んでまいりたいと思います。御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

【内閣官房長官】

それでは、基本的対処方針の変更について、案のとおり対策本部として決定してよろしいでしょうか。

[異議なしとの声]

【国土交通大臣】

国土交通省としては、現下の感染拡大状況や医療のひっ迫状況を踏まえ、最大限の協力をする所存です。緊急事態宣言と併せて、GoTo トラベル事業について全国一律の一時停止措置を延長することは、観光関連産業への影響を考えると断腸の思いではありますが、やむをえない措置と考えております。

同事業については、既に、年末年始の特別の予防的措置として、昨年 12 月 28 日から 1 月 11 日までの間、全国一律の一時停止措置を講じております。この間、私自身、岩手、新潟、三重、静岡の各県で、首長や観光関連事業者と懇談を重ねたところですが、いずれの観光地でも、多額のキャンセルが続出しており、観光関連事業者はもとより、例えば、伊勢海老の納入業者など一次産業関係者も含め、多くの取引事業者においても、大変深刻な厳しい状況に陥っていると伺っております。先の

見通しも立たないことから、資金繰りや雇用の維持について切実な御要望を頂いたところ です。

こうした状況を踏まえ、国土交通省としても全力で支援していくこととしておりますが、関係省庁におかれましても、支援措置の拡充・延長について、何とぞ、よろしく お願い申し上げます。

【井上 国務大臣】

消費者庁としては、今般の緊急事態宣言を受け、関係省庁と連携し、生活関連物資の需給状況を注視するとともに、過度な買いだめや買い急ぎをしないよう、消費者に落ち着いた購買活動を呼びかけてまいります。

また、巣ごもり消費が増える中、これに乗じた悪質商法が跋扈するおそれがあるため、引き続き消費生活相談機能を維持し、悪質商法の取締りを徹底するとともに、消費者向けの注意喚起を順次行ってまいります。

関係省庁におかれましても緊密な連携・協力をお願いいたします。

【内閣 総理大臣】

年末年始からの感染者数は極めて高く、本日、東京では2,400人を上回るなど、ここ最近、全国的に更に厳しい状況となっており、強い危機感を持っております。

こうした中、本日午前中の諮問委員会において、新型コロナウイルス感染症について、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められました。

これを踏まえ、特別措置法の規定に基づく緊急事態宣言を発出いたします。緊急事態措置を実施すべき期間は、令和3年1月8日から2月7日までの1か月間とし、実施すべき区域は、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県 の1都3県とします。

この後の記者会見で、改めて私から御説明申し上げますが、今回は、これまでの経験に基づき、効果のある対象に徹底的な対策を行うとともに、飲食店の営業時間短縮、テレワークによる出勤7割減、20時以降の外出自粛、イベントの人数制限の4点をパッケージで対策を行っていくこととします。

GoTo トラベルなどについては、緊急事態宣言中は停止する扱いを継続することとします。

政府においては、国民の命と暮らしを守ることを第一に、都道府県と緊密に連携しながら、何としてもこの感染拡大を食い止めるべく対策を進めてまいります。

各大臣におかれては、基本的対処方針に基づき、これまで以上に高い緊張感を持って、全力で対策に当たってほしいと思います。

以 上